



喀痰吸引等研修（第一号・第二号）募集要項

平成24年4月1日に施行された、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為が実施できることとなりました。

群馬社会福祉専門学校では、介護職員等による喀痰吸引及び経管栄養をより安全に提供するための技術を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的し、喀痰吸引等研修（第一号・第二号）を開催します。受講希望者は、以下の要領及び注意事項をご確認の上、所定の期間内にお申込ください。

1 受講資格

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、短期入所生活介護事業所、グループホーム、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設、問介護事業者等に就業している介護職員等で、以下の条件をすべて満たす者としします。

- (1) 介護福祉士資格保有者又は介護もしくは障害者支援で3年以上の経験を有する者。
- (2) 所属施設、事業所又は同法人内の施設等にて実地研修が可能な者（所属施設、事業所又は同法人内の施設等）が本校の研修委員会で策定した安全指針等に基づき実施できる事業者で、指導者講習を修了した自施設・事業所(法人)等の指導看護師から指導を受けられること。
- (3) 実地研修の実施に際し、利用者又はその家族等から同意が得られること。
- (4) 実地研修に関して、かかりつけ医等から了承を受けられること。
- (5) 実地研修時には、損害賠償責任保険等に加入していること。
- (6) 本研修のすべてのカリキュラムを受講できる者。

なお、介護福祉士実務者研修（医療的ケア）等の修了者で、実地研修のみを希望する者は、本校喀痰吸引等研修（実地研修）における手技等の統一を図るため基本研修（演習）からの受講となります。ただし、本法人が運営する養成校卒業生で医療的ケアを修了している方はこの限りではございません。別途ご相談ください。

2 研修内容

- (1) オリエンテーション 開講時に15分間行います。
- (2) 講義 基本研修を50時間行います。
- (3) 筆記試験 講義最終日に60分間実施します。不合格時は再試験を行います。
- (4) 演習 合計4日間の演習をグループ別に行い。各グループ20名までとします。
- (5) 実地研修 受講者、利用者の負担を考慮し、受講者本人が勤務する施設・事業所（法人）での実地研修を基本とします。勤務以外の施設で実地研修を行う場合は、事前にご相談ください。

3 喀痰吸引等研修（第一号・第二号）日程表

(1) 基本研修（講義）51.25時間、9日間、日程により終了時間が異なります。

日程		科目	時間数	
1	9月14日(金) 9:00～16:15	オリエンテーション	0.25	5.75
		人間と社会	1.5	
		保険医療制度とチーム医療	2.0	
		安全な療養生活	2.0	
2	9月21日(金) 9:00～16:30	安全な療養生活	2.0	6.0
		清潔保持と感染予防	2.5	
		健康状態の把握	1.5	
3	9月28日(金) 9:00～16:30	健康状態の把握	1.5	6.0
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	4.5	
4	10月12日(金) 9:00～16:30	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	6.0	6.0
5	10月19日(金) 9:00～16:30	高齢者および障害児・者の喀痰吸引概論	0.5	6.0
		高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	5.5	
6	11月2日(金) 9:00～16:30	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	2.5	5.5
		介護職員等による喀痰吸引のケア実施の手引き		
		高齢者および障害児・者の経管栄養概論	3.0	
7	11月9日(金) 9:00～16:30	高齢者および障害児・者の経管栄養概論	6.0	6.0
8	11月16日(金) 9:00～16:30	高齢者および障害児・者の経管栄養概論	1.0	6.0
		高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説	5.0	
9	11月20日(火) 9:00～14:10	高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説		4.0
		介護職員等による経管栄養のケア実施の手引き	3.0	
		筆記試験	1.0	
合計時間（オリエンテーション・筆記試験 1.25時間含む）			51.25時間	

①講義内容によって終了時間が若干、遅くなることもございます。

②受講決定後に校時表を送付いたします。具体的な研修内容は、校時表をご参照下さい。

※参考：本研修の休憩時間は、1時間毎に10分、昼の休憩50分となります。

(2) 基本研修（演習）4日間、24時間、全て9:00～16:30で実施します。

日程		ケア等の種類	実施回数	実施時間数
A班	B班			
11月26日(月)	11月30日(金)	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上	12.0
12月3日(月)	12月7日(金)	経鼻経管栄養		
12月10日(月)	12月14日(金)	口腔内の喀痰吸引	5回以上	12.0
		鼻腔内の喀痰吸引		
12月17日(月)	12月21日(金)	気管カニューレ内部の喀痰吸引	1回以上	
		救急蘇生法		

(3) 実地研修

日程	ケア等の種類	実施回数
平成30年12月22日(土)	口腔内の喀痰吸引	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
～	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
平成31年6月28日(金)	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

4 会場

群馬社会福祉専門学校 元総社キャンパス
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町152
(ナビの場合は、電話番号 (027-253-0345)
の入力をお願いします。)
フリーダイヤル 0120-135-294
TEL 027-253-0345 FAX 027-289-4657
(JR新前橋駅下車 西口連絡通路より徒歩5分)
無料駐車場あり



5 募集定員

第一号研修・第二号研修 合計40名

6 受講料 (税込み)

- (1) 第一号研修・第二号研修の受講 80,000円 (申込書番号1)
内訳：基本研修 (講義) 55,000円 (テキスト代含む)、基本研修 (演習) 20,000円
事務手数料 5,000円
- (2) 実務者研修修了者
基本研修 (演習) から受講) 25,000円 (申込書番号2)
内訳：基本研修 (演習) 20,000円 事務手数料 5,000円
- (3) 実地のみ (申込書番号3、本法人が運営する養成校卒業生等。)
受講内容については、別途ご相談ください。 5,000円~11,000円
内訳：基本研修 (演習復習課程) 経管栄養・救急蘇生法 3,000円、喀痰吸引3,000円
事務手数料 5,000円

7 受講の一部免除

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について (喀痰吸引等関係)」
(平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知) 第5の2の(4)に基づき、既に

喀痰吸引等に関する研修等を修了し、以下に該当する場合には、一部受講を免除します。

- (1) 医療的ケア (実地研修を除く) の科目を履修した者。
- (2) 医療的ケア (実地研修を含む) の科目を履修した者。
- (3) 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。
- (4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業 (不特定多数の者対象)」の研修 (平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」) を修了した者。
- (5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について (平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知) に基づく研修を修了

した者。

8 使用教科書

テキスト代は、基本研修（講義）受講料に含まれます。

『介護職員等による喀痰吸引・経管栄養 研修テキスト』、中央法規出版、2,000円（税別）

9 申込方法

指定の受講申込書に必要事項を記入の上、期限までに、郵送又はFAXでお申込ください。既に、他の喀痰吸引等に関する研修等を履修している場合は、研修の修了証の写し等を添付してください。

(1) 申込期間：**平成30年7月25日(月)～9月7日(金)17:00 必着**

「基本研修(演習)」のみの受講の場合は、講義が免除となるため平成30年10月9日(火)までのお申込みとなります。10月9日(火)以降についてはお電話でご相談ください。

(2) 申込書類送付先・お問合せ先

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町152

群馬社会福祉専門学校 (喀痰吸引等研修係)

TEL 027-253-0345 FAX 027-289-4657

10 受講決定

(1) 申込書類を確認の上、受講決定者には受講決定通知及び、研修に関する必要書類等を郵送します。

(2) 応募者が多数の場合は、1施設あたりの受講者数など、研修受講の優位性・必要性等を踏まえ、審査のうえ受講決定をさせていただきますので予めご了承ください。

11 受講料振込み期間 **平成30年7月25日(月)～9月7日(金)**

(1) 講義初日に「振込確認書」(振込時の控え書類)を提出して下さい。

(2) インターネットバンキングの場合も、お振込の控えをご提出ください。